



### ご利用ください 奨学金・入学資金の貸付および 学資融資保証料補助金

高等学校や大学などへ進学する方を対象に、無利子で奨学金や入学資金を貸し付ける制度や、学資融資保証料を給付する制度があります。  
申込方法などは次のとおりです。

**奨学金**  
**対象者** 来年、高等学校・専修学校・高等職業技術学校などに入学予定の方および在学中の方（ただし、高等学校卒業後に専修学校などに就学した場合は、対象となりません）  
**貸付金額** 授業料・交通費（ただし、交通費については、高等学校通学費補助金を除く実費以内の額）  
**提出書類** 奨学生願書（教育委員会所定用紙）、法定代理人保

護者）・保証人の印鑑証明書各1通  
**申込場所** 町立中学校に在籍する生徒は在籍する中学校、そのほかの方は教育委員会  
**申込期間** 11月7日（月）～平成18年2月6日（月）  
**返還期間** 高等学校などを卒業し6か月を経過した後、または返還猶予期間を満了後10年以内  
**対象者** 来年、私立高等学校などに入学予定の方  
**貸付金額** 一人50万円以内（入学時納入額以内の額）  
**提出書類** 入学資金貸付願書（教育委員会所定用紙）、法定代理人（保護者）・保証人の印鑑証明書各1通

**学資融資保証料補助金**  
**対象者** 高等学校、大学などに在学する生徒または学生の保護者で、国民生活金融公庫または町内のさがみ信用金庫から教育

資金の融資を受け、融資保証料を支払った方  
**補助金額** 融資保証料の全部または一部（8万5,000円以内）  
**提出書類** 学資融資保証料補助申請書（教育委員会所定用紙）、融資決定証明書、融資保証料等納入証明書、学校の入学許可書または在学証明書

**申込場所** 町立中学校に在籍する生徒は在籍する中学校、そのほかの方は教育委員会  
**申込期間** 11月7日（月）～平成18年2月6日（月）  
**返還期間** 高等学校などを卒業後5年以内  
それぞれの貸付について、保護者・保証人の方の所得制限があります。  
なお、申込期間までに書類を提出できない方は、相談ください。

**申込場所** 教育委員会  
**申込期間** 融資を受けた日から3か月以内  
奨学金・入学資金の貸し付けと、学資融資保証料補助金を併せての利用はできませんのでご注意ください。  
**照会先** 教育委員会学校教育課  
☎5・7600

### あなたの子育て応援します！



お子さんのいる家庭が、楽しくゆとりをもって子育てができるよくな事業を紹介します。  
● **新米パパ・ママ出産育児教室**  
これから新しくお父さんお母さんになる方への出産育児教室です。年3回（7・11・3月）  
● **子育て健康相談** 就学前のお子さんの育児や健康についての相談を受け付けます。年6回（奇数月）  
● **離乳食講習会** 離乳食の作り方・食べさせ方について学べます。年6回（奇数月）  
● **育児教室（たんぼぼの会）**  
親子で一緒に遊びながら子育てを楽しむ会です。毎月1回  
● **子育て支援事業** 親子で遊べるお部屋を仙石原子育て支援センターと湯本子育てサロンに用意して、アドバイザーがお待ち

● **特別保育事業**  
一時保育（保育園開所日）  
3歳以上就学前のお子さんを保育園でお預かりします。  
**休日保育** 3歳以上就学前のお子さんを休日、家庭の事情で保育ができない場合に一時的にお預かりします。（仙石原）  
**幼児一時預かり** 2歳以上就学前のお子さんをお預かりします。（湯本）  
子育てに関する相談は、随時受け付けています。  
**照会先** 健康福祉課  
☎5・0800

### 平成18年4月入園

# 町立幼稚園・保育園児を募集



### 幼稚園

**該当する幼児** 3～5歳児（平成12年4月2日～15年4月1日生まれ）  
**入園願書受付** 11月21日（月）～30日（水）  
**期 間** 11月21日（月）～30日（水）  
**場 所** 各幼稚園  
願書は、各幼稚園にあります。（印鑑を持参してください）

### 保育園

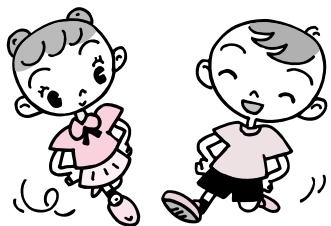
申し込みが必要となるのは、18年度に初めて対象乳幼児の入園を希望する場合です。（在園児の場合は、通園されている園に就労証明書、税務資料など関係書類を提出してください）  
**該当する乳幼児** 6か月以上から就学前（平成12年4月2日から17年10月1日生まれ）までで乳幼児の保護者のいずれもが次の項目のいずれかの事情にある場合です。

- 家庭外で労働している場合
- 継続的な家庭内労働をしている場合
- 親のいない家庭の場合
- 出産・病気・負傷・心身に障がいがあり児童の保育ができない場合
- 長期にわたる病人や心身に障がいのある人の介護を保護者が常時行なっている場合
- 火災、風水害、地震などの災害にあい、その復旧の間、保育ができない場合

**保育時間**  
平日 7時30分～18時30分までの間で保育に欠ける時間  
土曜日 8時30分～16時30分までの間で保育に欠ける時間  
**受付** 保育園または健康福祉課にある申込用紙に必要事項を記入して11月15日（火）から11月30日（水）までに入園希望の保育園に提出してください。  
**提出書類**  
● 入所申込書  
● 事業所からの就労証明など、病気や出産の場合は医師の診断書

### 後日提出書類

● 保護者の平成17年分源泉徴収票・確定申告書などの控（所得税非課税世帯については、平成17年度住民税課税証明書）  
同一世帯で収入がある家族がいる場合はその方の分も必要です。  
源泉徴収票は、毎年1月ごろ勤務先から発行されます。確定申告をされた方は、申告後、控を随時提出してください。  
なお、家庭の事情により5月以降入園希望がある場合は、資料を添えて入所申込書を前月の15日までに希望する保育園へ提出してください。



### 湯本保育園の委託乳幼児を募集

箱根温泉旅館協同組合立湯本保育園への平成18年度委託乳幼児を次のとおり募集します。  
**対象となる乳幼児**  
5か月以上（平成12年4月2日～17年11月1日生まれ）で、乳幼児の保護者のいずれもが保育できない事情にある場合（詳細は、町立保育園の項目と同じ）です。

なお、申し込みの際はお子さんをお連れください。  
**保育料**  
町立保育園と同額です。ただし、そのほかの必要経費については一部負担があります。  
また、家庭の事情により入園希望がある場合は、随時受け付けていますので相談してください。

**照会先** 湯本保育園  
☎5・5322

- 健康福祉課 ☎5・0800
- 湯本幼稚園 ☎5・5444
- 温泉幼稚園 ☎2・2036
- 仙石原幼稚園 ☎4・8386
- 箱根幼稚園 ☎3・6159